大村市政だより

発行所
長崎県大村市250番地
大村市役所
印刷所　つじ印刷所
定価　一部五円

9月のメモ

1日＝△保険税9月分納期△一般住民結核検診（15日まで）
3日＝△青年大会大村市予選（9時補助グランド）
5日＝△モーターボート第1節（7日まで）
10日＝△秋季種痘（30日まで各地区）
11日＝△防火対象建物実地調査指導（22日まで）
15日＝△としよりの日△としよりの福祉週間（21日まで）△市県民税第二期分納期

大村市の人口
（7月末日現在）

世帯数		12,264	
人口		55,937	
	男	26,885	
	女	29,052	
増	出生	26	405
	転入	379	
減	死亡	12	450
	転出	438	

台風の時期が近づきました
気象通報には常に注意を

台風の時期が間近かにせまって来ました。みなさんはすでに台風の準備はしておられることと思いますが、つぎのようなことがらにとくに留意され、災害を最少限に止めるようにしてください。

①ラジオ、テレビ、新聞などの気象通報に常に注意する

②台風が通過するとの予報が出されたときは、戸、窓ガラスなどは動かないよう板などで補強し、瓦は針金などでしばりつけ飛散しないようにする。

③停電の場合を予想して、懐中電灯、ローソク、マッチなどを準備しておく。

④風速二十五㍍以上の強風のときは危険ですから、なるだけ戸外に出ないようにする。

⑤台風には大雨をともなうことが多いので、河川流域の人は水のはんらんに注意し、危険のときは定めてある避難場所（もよりの学校、寺院など）に避難する。

⑥避難するときは身体保護のためにロープなどを用意しておく。

⑦台風のときは強風による火災がおこりやすいので火元にはじゅうぶん気をつける。

⑧海岸地区では高潮、津波などに、とくに注意する。

（消防本部）

風速の見わけ方

14～17㍍　樹の幹がゆれ、普通に歩けない。白波が高くなる。
18～20㍍　樹の枝が折れ、煙突が倒れる。風浪が高くなる。瓦が飛ぶ。
21～24㍍　風浪がすごくなる。
25～28㍍　樹木が折れ、建物に被害がおこる。津波が非常に高くなる。
29㍍以上　建物に大被害がおこる。風浪甚大

11～13㍍　樹の大枝が動き電線が鳴る。傘をさして歩くことが困難。白波がさかんに立つ。

集中豪雨で予想外の被害
最高の降雨量は二一〇ミリ

八月十九、二十日大村、諫早地方を襲った豪雨で、市内の大上戸川、内田川は警戒水位を突破し、市内の一部は床下、床上浸水なども続出し、河川も相当個所がはんらん、護岸の決壊、水田冠水などで予想外の被害がありました。

八月十九日午後八時ごろから雷鳴をともなった相当多量の降雨かありましたが十一時ごろから集中豪雨となり、二十日午前一時三十分ごろまで約二時間三十分の間つづきました。瞬間最大雨量は一時間五十四ミリを記録、総降雨量は百四十五ミリ（十九日午前九時～二十日午前四時・大村気象通報所）で鈴田地区においては二百十ミリの最高記録を示しました。

32年7月豪雨と同型

この豪雨は、当日の気象配置によれば大雨は予想されませんでしたが、朝鮮南部の前線が急に南下移動し、九州中部にあった熱帯性低気圧が北進し、佐賀県、長崎県にわたり前線が活発化し、とくに川棚から大村諫早上空に停滞したため集中豪雨となったものです。この豪雨は三十二年七月二十五日の豪雨とほぼ同じ型のものでした。

被害状況（八月二十四日現在）はつぎのとおりです。なお、被害額については調査中で、復旧対策、応急復旧などは現地調査のうえ計画をはじめています。

建築物関係

△床下浸水＝三四〇戸（おもに水主町、東本町、旭町、本小路、大村駅通り、新城）
△床上浸水＝四十二戸
△住家半壊＝一戸
△住家一部損害＝一戸
△非住家一部損害＝一戸

【農林関係】

△水田流失埋没＝四三アール（内田川流域、鈴田、三浦、福重地区）
△畑流失埋没＝四・五アール（大村全域）
△田冠水＝五〇㌶クタール（内田川流域、鈴田、三浦、福重地区）
△家畜＝三頭
△農道決壊＝六カ所一〇七五㍍（鈴田白鳥ほか四カ所）
△林道＝一カ所二〇〇〇㍍（萱瀬赤以田）
△農道橋＝一カ所（鈴田横山）
△頭首工決壊＝二カ所
△排水路決壊＝一カ所一五〇㍍
△河川護岸一部決壊＝二二カ所一九三一㍍

【建設開係】

△河川護岸欠壊＝九河川（横山川、小河内川、内倉川、白鳥川、稲川内川、針尾川、南河内川、津水川）四一カ所二一三四・五㍍
△橋りょう＝一カ所長サ四・二㍍（市道松尾二号橋）
△道路損壊＝二カ所二四㍍（市道平小川線、針尾線）

（消防本部）

火元に気をつけましょう

佐古の川に児童遊園地

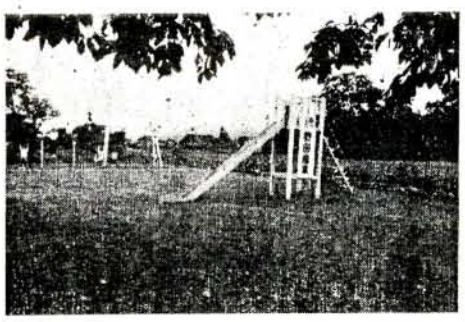

写真（上）きれいにできた佐古の川遊園地
（下）手ぶりもあざやかなぼん踊り

市内杭出津郷字佐古の川に児童遊園地ができました。この敷地はバプテスト教会の所有で空地となっていたところを借り受け整地し去る八月十九日にめでたく開園されたものです。子供たちの健全な遊び場として地元だけでなくできるだけ多くの子供たちも利用してもらうよう呼びかけています。

社会福祉事業に寄付

市内本町二丁目四五七番地井田多満子さんは亡夫忠一さんの忌明に際し大村市社会福祉事業費の一端にと金三万円を八月二十四日に寄付されました。（福祉事務所）

ぼん踊りで楽しい一夜

恒例の夏の催し、ぼん踊り大会は八月十六、十七日の両日伊勢町中央児童遊園地で夜七時半から行なわれ、うちわにゆかたがけの市民多数が大村ワルツ、十五夜盆唄など踊りでにぎわい楽しい一夜をすごしました。

十七日は、ぼん踊りコンクールが行なわれ、古町五区、水田二区、久原地区のほか、長崎市からも参加し四チームがそれぞれ美しい踊りを披露、渋江助役、観光協会役員らが審査に当り、古町五区チームが優勝しました。（商工水産課）

復興のあしあと
32・7・25水害

北川内、店川の底張り

萱瀬北川内、店川は勾配が急なため、昭和三十二年七月二十五日水害で川底が洗われましたので護岸工事四十㍍、底張り延長百九十三㍍を実施しました。（写真は底張りされた店川）

③

こんな話もあります
……国民年金に未加入で……

昨年十月から拠出制国民年金の加入届出をしていただきましたが、某氏は、家庭生活に保険料を納める余裕がないからと、奥さんとともにこの制度に加入していなかったのですが、突然の急病で七月に亡ご主人が死亡してしまいました。夫に死別された奥さんは幼い子供をかかえて生活して行かねばならなくなりました。この奥さんは母子世帯になったのですから母子福祉年金がもらえるのではないかと福祉事務所に申し出ました。係で調査したところ国民年金制度に加入していなかったため、母子福祉年金はもらえないことがわかりました生活が約束されるということです。

国民年金は、恩給や年金を受給している者と職場の年金に加入している者を除いた国民年金の恩給制度です。農業者、漁業者はもちろん、会社、官公署に働いている人の奥さんもご主人の年金をあてにすることなく、まず、自分の年金がもらえるように国民全部に加入しておくことが必要です（福祉事務所）

非メートル系目盛の抹消は自主的にしてください

昭和三十七年一月一日からメートル法の完全実施が行なわれ、尺貫系目盛のついた計量器はすべて、使用することができなくなるということはたびたび市政だより等で、お知らせしてありますので、すでにご承知のことと思います非メートル系目盛のついた計量器の非メートル系目盛の抹消をさる五月行ないましたがまだこの目盛のついた計量器をもっておられるかたもありますそこで、期限が来てから県下一斉に抹消修理することは、修理業者の修理消化能力から考えて不可能ですから急いで自主的に抹消するようにしてください。なお、「指示はかり」は目盛板の貫匁の部分を塗料でぬりつぶしてもかまいませんが、他の計量器は狂いを生じますので、かならず修理業者に依頼して目盛抹消をしてください。（商工水産課）

全市民手洗い運動を実施中です。外出から帰ったあと、食事前は必ず手を洗いましょう。

最近大村市内での交通事故による負傷者は毎日のように発生し、ほとんどの人が長期間入院されるという有様で、この事故の原因は自動車運転者、また自転車操縦者あるいは歩行者のちょっとした不注意が原因となっておりますので、今回は歩く人と、自転者利用者のかたがたにその状況や常日ごろ守っていただきたいことをお知らせして、今後皆さんの不注意によって事故を起したり、起させたりして肉体的または精神的あるいは経済的な不幸におちいらないようじゅうぶん注意していただくとともに、事故防止に格段のご協力をお願します。

最近発生した歩行者または自転車利用者の交通事故の状況（六・七・八月の集計）は別項のとおりです。

絶えない交通事故

ちょっとした不注意が原因

歩行者へ

歩く人は常につぎのことを守ってください。

①歩行と車道の区別のない道路では必ず道路の右側の端に寄って車に注意しながら通行すること。

(1)その横断歩道を渡ろうとするときは右左から来る車に注意して、安全を確かめて渡ることが大切です。

(2)横断歩道が設けられてある付近（二十メートル～五十メートル）で向う側へわたるときは必ず近くの横断歩道（わたるみち）まで行ってそこを渡るようにすること。

(4)車道を斜めに横切ることは危険ですからまっ直ぐに横切ること。

(5)車が止まっているときまたは間近い所を進行して来ているとき、バスから降りたときなど、急に車の前や後から横切ったり、とび出したりしないこと。車が発車し、または通り過ぎてから右と左の安全を確めてまっ直ぐ渡るようにすること。

②歩道と車道の区別のある道路では必ず歩道を通行すること。

③道を歩く人が車道を横切るときは交通の安全を守るために横断歩道（わたるみち）が設けられているのでそこを渡ること。

横断歩道のわたり方を保護する責任のある者はつぎのことに注意することが必要です。

(1)交通の激しい道路または鉄道の踏切付近では遊ばせないこと。

(2)幼児には一人歩きをさせないこと。保護者かその保護者の代りになる監護者が付添うこと。

(3)横道や路地から子供を急にとび出させないこと。

子どもの保護

⑥子供【児童（六才から十三才未満）幼児（六才未満）】

自転車利用者へ

自転車を利用する人は常につぎのことを守ってください。

①自転車に乗って右か左に曲ろうとするときは、曲ろうとする方の手を少なくとも三十メートルくらい手前から水平にあげ合図し、前後に注意しながら曲ること。

②自転車の二人乗りは非常に危険ですから止めること。

③手ばなしや、ふらつき乗車はしないこと。

④道路でのけいこ乗りはしないこと。

⑤登、下校の際二列以上になると危険ですから一列で道の左端を進行すること

⑥せまい道路から広い道路に出るときは必ず右と左に注意し安全を確めること

⑦道路で自転車競争のような乗り方をしないこと

（大村警察署）

事故の種別と原因

六月〔八件〕

△二種バイクが歩行者に接触（バイクの徐行違反一週間のけが）

△二種バイクが自転車に衝突（〃〃）

△一種バイクが歩行者に衝突（バイクの速度違反〃）

△普通トラックが自転車に衝突（自転車が前後に注意することなく急に右折十日間のけが）

△二種バイクと自転車の衝突（バイクの飲酒運転一週間のけが）

△普通トラックが幼児に接触（徐行違反〃）

△二種バイクが自転車に接触（バイクの徐行違反十日間のけが）

△普通トラックが幼児に接触（トラックの徐行違反重傷）

七月〔五件〕

△大型トラックが自転車に衝突（居眠運転十日間のけが）

△一種バイクが自転車に衝突（バイクの徐行違返四日間のけが）

△軽三輪が自転車に接触（軽三輪の徐行違反一週間のけが）

△一種バイクと乳母車の衝突（バイクの脇見運転十日間のけが）

△軽三輪が自転車に衝突（軽三輪の無免許運転五日間のけが）

八月〔四件〕

△普通トラックと自転車の衝突（自転車が急に道路にとびだす三カ月のけが）

△二種バイクが幼児に接触（幼児が車道にとびだす一カ月のけが）

△二種バイクが歩行者に接触（バイクの徐行違反二十日間のけが）

△普通乗用車が自転車に衝突（自転車が自動車の直前で右折死亡）

（以上八月十六日まで）

道路に自転車を放置したり、品物をおかないようにして、道路を廣く使いましょう

野岳で自然公園大会

洪さんらに表彰状

第二回長崎県自然公園大会は八月十二、十三日市内松原野岳公園で県内各地からボーイスカウト、ガールスカウト、青少年団、一般など約四百名が参加して盛大に行なわれました。

開会式は第一日目午後六時から行なわれ、大村市長の歓迎のあいさつ、県知事（代理商工部長）のあいさつにつづいて、公園の管理に功労のあった四名に県知事から感謝状と記念品がおくられたあと、自然公園臨時指導員十一名を任命しました。

開会式のあとキャンプファイヤー、映画などが行なわれました。翌第二日目は野外活動として郡岳、大野原、竜頭泉登山を実施の予定でしたが雨天のため中止しました。

野岳公園でこの大会が開催されたのは多良岳県立公園指定十周年（昭和二十六年四月指定）を記念して行なわれたものです。

大村市関係の表彰者、自然公園臨時指導員はつぎのとおりです。

（表彰者）洪（おおみず）清四郎氏（野岳公園管理人）＝昭和二十八年から九年間管理人として、キャンプ場の管理登山者たちの世話を献身的に行なった。

（指導員）一瀬義典氏（大村山岳会副会長）

（商工水産課）

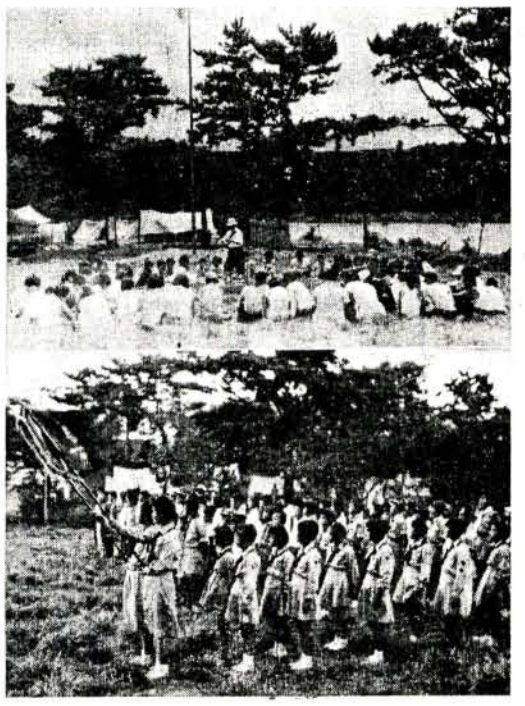

写真（上）レクリエーションに興じる参加者（下）開会式に勢ぞろいしたガールスカウト

お知らせ板

結核検診にはもれなく

該当者には通知票を送付

一般結核検診（レントゲン車による間接撮影）は本紙八月下旬号で日程をお知らせしましたとおり九月一日から実施します。当市では従来から受診者は該当者の二〇％に過ぎず、結核に対する関心がまだまだ不十分であると思われます。

今回は市内全域にわたり世帯調査を行ない、該当者にはそれぞれ通知票を送付して、受診率を高めるように努めています。通知票を受取られた該当者はもれなく受診されるようお願いします。

△当日、通知票をご持参ください。

△服装は金具のついていない下着のまま受診できます

△費用はいりません。

鈴田、松原地区を一部変更

なお、鈴田地区平小川郷と松原全地区をつぎのとおり変更して実施します。

〔鈴田地区〕小川内公民館を辻氏宅に変更

〔松原地区〕

9月6日＝9時～10時　久津公民館（久津、寺本）

10時30分～12時　東光寺公民館（東光寺、北木場、今山）

1時～2時　野田町総代宅（野岳南・北、野田、平原）

2時30分～4時　松原公民館（橋本、宮本、浦一、二区松本、江川、山下、梶ノ尾）

（保険衛生課）

柿栗などを取らないように

これから秋の味覚である柿栗などが出まわりますが貴瀬荒瀬郷、原郷付近の野山の柿や栗などを子供たちが多数で取り落しに参りますので、同地区の人たちはご各家庭でもこのようないたずらをさせないように注意してください、と一般に呼びかけています。

（貴瀬出張所）

商店の経営講座を開催

きたる九月二日、九月三日の両日中小企業診断員三苫、福永両先生を招いて商店経営講座を開催いたしますので、多数受講されるようお知らせします。

なお聴講料は無料です。

△会場＝商工会議所講堂

△日程および講義内容

第一日目＝

百貨店対策としての店舗陳列方法（福永先生）前九時～十二時

業種別経営指標とその方法

一時～四時

商店及び商店街の照明について（九電淵先生）四時～五時

第二日目＝

A周辺地区商店街と百貨店との共栄策（三苫先生）前九時～前十時三十分

A専門店化の方法とその例（福永先生）前十時三十分～十二時

B金融と仕入のこつ（三苫先生）一時～二時三十分

B商店街の構成上の条件（福永先生）二時三十分～四時

（商工水産課）

健康保険に加入していない人へ

本年四月から国民皆保険制度となり、市民は国民健康保険または、その他の社会保険の被保険者でなければなりません（生活保護法による受給者を除きます）この目的にそい現在国保脱洩者の調査をしておりますので、該当者はつぎの要領で出張所または保険衛生課に届出てください。

△届出対象者　いずれの健康保険にもは入っていない人または世帯

△届出期間　九月一日から九月十五日まで（保険衛生課）

ゴミ手数料（7～9月）分の納入は25日まで

昭和三十六年度汚物処理手数料第二期分（七・八・九月）分の納期限は九月二十五日となっていますので、おわすれなく六月十五日付発付の納額告知書を、ご持参のうえ、市金庫あるいは近くの出張所に納めてください。なお、納額告知書を紛失されたかたは保険衛生課または出張所に申し出てください。（保険衛生課）

入国拒否

（暴力団閉め出し）

農事メモ

【水稲】葉イモチ病の発生した水田は今は葉イモチ病は見られないが、首イモチ病や枝梗イモチ病等が発生する危険がありますので上旬と中旬の二回水銀剤の散布を行ないましょう。

二化メイ虫の二化期の防除はすでに終っていると思われますが、まだすんでいないところでは二～三日ごろまでに終わるようにしましょう。

ヒエは出穂後八日もすれば発芽力があります。早目に抜きとって、來年の発生源をなくすよう努めましょう。

【秋馬鈴薯】九月三日ごろを標準として植付ましょう。

植付は冷涼な時期に行なった方が腐敗も少なく芽立ちもよいので、前日の夕方までに畦立を行ない、種いも、肥料その他の資材を準備しておいて、早朝の涼しいうちに終わるように行ないましょう。

【玉ねぎ】早生種は三日～四日ごろまでに泉州黄等の品種は二十日～二十四日ごろまきましょう。

（県農業改良普及所）